

議案第 48 号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和３８年大口町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２０条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする」に改める。

第２０条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３３条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３３条の７第１項第３号を次のように改める。

(3) 所得税法第７８条第２項第４号に掲げる寄附金のうち、愛知県知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

第３３条の７第１項第５号中「及び第３号に掲げる寄附金（同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第４号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第３５条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３５条の３の２第１項第３号及び第３５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項を同条第１０項とし、同条中第８項を第９項とし、第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項の次

に次の１項を加える。

６ 第２５条第１項第１号に掲げる者は、第３３条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、３月１５日までに、施行規則第５号の５の３様式による申告書を、町長に提出しなければならない。

第３５条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３５条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第５４条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

第５９条の２第１項第１号中「同法第２条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第７５条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０
キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８０条第２項第２号中「同法第２条第１５項」を「同条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第７５条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第８１条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報

記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第125条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第4条の2中「第10項」を「第12項」に、「第11項」を「第13項」に、「同条第12項」を「同条第14項」に、「同法第40条第3項」を「同条第3項」に、「法人を」を「者を」に、「同法第40条第6項」を「同条第6項」に改める。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第15項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

- 13 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われ

た加熱式たばこ（第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第84条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第33条の2、第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条（第2項を除く。）の規定 令和8年1月1日

(2) 第33条の7、附則第4条の2の改正規定及び附則第3条第2項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(3) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(4) 第20条及び第20条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による新条例第33条の7第1項（第3号及び第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第3号中「寄附金のうち、愛知県知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの」と、同条第5号中「寄付金及び」とあるのは「寄付金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

3 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

4 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の大口町税条例（以下「旧条例」という。）第3

5 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 5 新条例第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第 4 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第 5 条 新条例第 7 5 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

- 第 6 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に、大口町税条例第 8 4 条の 2 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 8 6 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 大口町税条例第 8 6 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則

- 第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）
の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(公示送達) 第20条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を</u><u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を</u><u>大口町公告式条例（昭和25年大口村条例第3号）第2条第2項第1号に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第20条の3 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> (所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務	(公示送達) 第20条 法第20条の2の規定による公示送達は、大口町公告式条例（昭和25年大口村条例第3号）第2条第2項第1号に規定する掲示場に<u>掲示して行う。</u> (納税証明事項) 第20条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u><u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> (所得控除) 第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第

新	旧
者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （寄附金税額控除）	２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （寄附金税額控除）
第３３条の７ 略 (1)・(2) 略 (3) <u>所得税法第７８条第２項第４号に掲げる寄附金のうち、愛知県知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するものの</u> (4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第７８条第２項第２号から第４号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第４１条の１８の２第２項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、愛知県知事が定めるもの及び町民の福祉の増進に寄与するものとして町長が定めるもの	第３３条の７ 略 (1)・(2) 略 (3) <u>所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、県知事又は県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの</u> (4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第７８条第２項第２号及び第３号に掲げる寄附金（同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第４１条の１８の２第２項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、愛知県知事が定めるもの及び町民の福祉の増進に寄与するものとして町長が定めるもの
２ 略 （町民税の申告） 第３５条の２ 第２５条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの （公的年金等に係る所得以外の所得を有しな	２ 略 （町民税の申告） 第３５条の２ 第２５条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの （公的年金等に係る所得以外の所得を有しな

新	旧
かった者で社会保険料控除額（令第４８条の ９の７に規定するものを除く。）、小規模企 業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地 震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特 別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計 所得金額が９００万円以下であるものに限 る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の ２に規定する自己と生計を一にする配偶者 （前年の合計所得金額が９５万円以下である ものに限る。）で控除対象配偶者に該当しな いものに係るものを除く。）<u>、法第３１４条 の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特 定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第 １２号に規定する特定親族をいう。第３５条 の３の２第１項第３号及び第３５条の３の３ 第１項において同じ。）（前年の合計所得金 額が８５万円以下であるものに限る。）に係 るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて 雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法 第３１３条第８項に規定する純損失の金額の 控除、同条第９項に規定する純損失若しくは 雑損失の金額の控除若しくは第３３条の７の 規定により控除すべき金額（以下この条にお いて「寄附金税額控除額」という。）の控除 を受けようとするものを除く。以下この条に おいて「給与所得等以外の所得を有しなかつ た者」という。）及び第２６条第２項に規定 する者（施行規則第２条の２第１項の表の上 欄の(2)に掲げる者を除く。）については、こ の限りでない。	かった者で社会保険料控除額（令第４８条の ９の７に規定するものを除く。）、小規模企 業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地 震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特 別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計 所得金額が９００万円以下であるものに限 る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の ２に規定する自己と生計を一にする配偶者 （前年の合計所得金額が９５万円以下である ものに限る。）で控除対象配偶者に該当しな いものに係るものを除く。）<u>若しくは法第３ １４条の２第４項に規定する扶養控除額の控 除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医 療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規 定する純損失の金額の控除、同条第９項に規 定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若 しくは第３３条の７の規定により控除すべき 金額（以下この条において「寄附金税額控除 額」という。）の控除を受けようとするもの を除く。以下この条において「給与所得等以 外の所得を有しなかつた者」という。）及び 第２６条第２項に規定する者（施行規則第２ 条の２第１項の表の上欄の(2)に掲げる者を 除く。）については、この限りでない。 </u>
2～5 略	2～5 略
<u>6 第２５条第１項第１号に掲げる者は、第３ ３条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金 に係る部分に限る。）の規定により控除すべ き金額の控除を受けようとする場合には、３ 月１５日までに、施行規則第５号の５の３様 式による申告書を、町長に提出しなければな</u>	

新	旧
<u>らない。</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 町長は、町民税の賦課徴収について必要があるとする場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 略 （1）・（2）略 （3）扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 （4）略 2～6 略 （個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と	<u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 町長は、町民税の賦課徴収について必要があるとする場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第35条の3の2 略 （1）・（2）略 （3）扶養親族の氏名 （4）略 2～6 略 （個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生

新	旧
生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは<u>特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～5 略 （固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第53条 略 第54条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項	計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は、扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2～5 略 （固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第53条 略 第54条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項

新	旧
を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第59条の2 略	を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第59条の2 略

新	旧
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) 略 2 略 （種別割の税率） 第75条 略 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> 略 (2)・(3) 略 （種別割の減免）	(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同法第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) 略 2 略 （種別割の税率） 第75条 略 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> 略 (2)・(3) 略 （種別割の減免）

新	旧
第 8 0 条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（<u>同条第 1 6 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力（<u>第 7 5 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力</u>） (6)～(8) 略 3 略 （身体障害者等に対する種別割の減免）	第 8 0 条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（<u>同法第 2 条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略 3 略 （身体障害者等に対する種別割の減免）
第 8 1 条 略 2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）	第 8 1 条 略 2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）

新	旧
第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u> (1)～(4) 略 (5) <u>運転免許証又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> (6) 略 <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u> (特別土地保有税の減免) 第１２５条の３ 略	第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u> (1)～(4) 略 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) 略 <u>3 略</u> <u>4 略</u> (特別土地保有税の減免) 第１２５条の３ 略

新	旧
2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) 略	2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) 略
3 略 附 則 （公益法人等に係る町民税の課税の特例） 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～13 略 14 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 15 法附則第15条第40項に規定する市町	3 略 附 則 （公益法人等に係る町民税の課税の特例） 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～13 略 14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 15 法附則第15条第41項に規定する市町

新	旧
村の条例で定める割合は3分の1とする。 16 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～12 略 13 町長は、<u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> 14 略 15 略 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 略 2・3 略 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第84条第1号オに掲げる加熱式たばこをい</u> <u>い、第85条の2の規定により製造たばこことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第86条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、</u>	村の条例で定める割合は3分の1とする。 16 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～12 略 13 略 14 略 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 略 2・3 略

新	旧
<u>当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第84条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ</u> <u>当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。</u> <u>ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量</u>	

新	旧
<u>を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

改 正 要 旨

1 改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律等の施行による地方税法の一部改正に伴い、大口町税条例について所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

○納税環境整備関係

公示送達制度の見直し（第20条関係）

これまで、役場の掲示場に掲示することで行っていた公示送達を、町のホームページに公示事項を表示する措置をとるとともに、町役場の掲示場又は町の事務所に設置したパソコン等の電子計算機に表示することで公示送達を行うこととなりました。

○個人住民税関係

① 19歳以上23歳未満の親族等に関する特定親族特別控除の創設（第33条の2関係）

特定扶養控除に関して、控除対象となる19歳以上23歳未満の親族等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも扶養者が受けられる控除の額が段階的に通減する仕組みを導入します。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除の額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

② 公益信託制度改革に伴う寄附金税額控除の見直し（第 33 条の 7 関係）

公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設が予定されていることに伴い、個人住民税において、新たな公益信託事務に関連する寄附金を税額控除の対象とする規定を導入します。

※この寄附金が税額控除の対象となるには都道府県及び市町村が条例に規定する必要があり、本町では愛知県税条例に準じて規定しております。

○固定資産税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の申告手続きの見直し（附則第 10 条の 3 第 13 項関係）

長寿命化に資する大規模修繕工事を行った、築 20 年以上を経過したマンションに係る固定資産税の減額措置（工事完了した年の翌年度分の固定資産税額を 1/3 に減額）について、マンション管理組合の管理者等から町長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することとします。また、適用期限を 2 年（令和 9 年 3 月 31 日まで）延長します。

○軽自動車税関係

二輪車の車両区分の見直し（第 75 条関係）

現行の 50cc バイクは、令和 7 年 11 月排ガス規制への適合が困難であること等により今後の生産・販売が困難となるため、総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車種別割の税率を、年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とします。なお、ナンバープレートについては、現行の 50cc バイクと同じ白色のナンバープレートとなります。

○町たばこ税関係

加熱式たばこの課税方式の見直し（附則第 16 条の 2 の 2 関係）

国のたばこ税の見直しに伴い、町たばこ税においても、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の

観点から下記のとおり課税方式を見直します。

- ・課税方式の見直し：現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは１本をもって紙巻たばこ１本に換算する仕組みとします。
- ・実施時期と経過措置：激変緩和措置として、令和８年４月１日以降と令和８年１０月１日以降の２段階で課税方式の見直しを実施します。

課 税 標 準		
現 行		現行の換算本数×１.０
改 正 後	Ｒ８.４.１以降	現行の換算本数×０.５＋改正後の換算本数×０.５
	Ｒ８.１０.１以降	改正後の換算本数×１.０

３ 施行期日

公布の日から施行します。ただし、公示送達制度の見直し規定については、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日から、１９歳以上２３歳未満の親族等に関する特定親族特別控除の創設については令和８年１月１日から、公益信託制度改革に伴う寄附金税額控除の見直し規定については公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の１月１日から、加熱式たばこの課税方式の見直し規定については令和８年４月１日から施行します。